

**SUITA ESAKA ROTARY CLUB**  
**CLUB WEEKLY BULLETIN**創立年月日/1990.2.27  
事務所/〒564-0063 吹田市江坂町1丁目23番101号(大同生命江坂ビル12F)  
TEL06(6821)0222 FAX06(6821)0206 E-mail:esaka-rc@lake.ocn.ne.jp例会場/新大阪江坂 東急イン・3F 〒564-0051 吹田市豊津町9番6号 TEL06(6338)0109 例会日/毎週火曜日 12:30~13:30  
会長:西山俊明 幹事:新井性哲 会報委員長:延秀恵

## 2014年4月1日 第1128回例会(第1127号)

## ◎ 本日の例会 ◎

今週の歌 「君が代・我等の生業」

卓話 「会員増強について」

北山陽一 会員

「私の歴史観」

水谷善博 会員

## 前回〔3月25日〕例会記録

## 会長の時間 西山会長

## 桜の営みと女性の一生

お彼岸も過ぎ、昨日、今日と暖かくなって来ました。桜の開花も始まりそうです。桜の木は弱く、ことわざにも、「桜切るバカ、梅切らぬバカ」というのがあります。梅は新芽にしか花が咲かないので、剪定をしなければいけません。逆に桜は、枝を切ってしまうと、その切り口から細菌が入って、そこから枯れてしまいます。虫にも弱いため、桜守が必要になります。桜守と言えば、京都の桜守として知られる植藤造園会長の佐野藤右衛門(16代目)が有名です。桜守の仕事は、日光、土、水、鳥、虫、周りの木など、どれか一つと関係が壊れただけで、木が弱って枯れてしまったり、自生できなくなります。一年を通じて起きる桜の変化で、健康状態を診断します。桜の根を継いだり、周囲の地面の土を入れ替えたり、土壌成分を改良したりと、あらゆる努力をします。

桜は、昔から人の手によって植えられたもので、吉野の山桜をはじめとする「桜の名所」と呼ばれる

## 出席報告

金馬委員

## 【3月25日】

在籍会員 33名(内出席規定適用免除者 9名)

出席会員 24名(内出席規定適用免除者 6名)

ホームクラブ出席率 80.00%

3月4日のMUを含む出席率 96.67%

## ◎ 次回例会のお知らせ(4月8日) ◎

卓話 「地球温暖化対策について」

吹田市環境政策室

主査 薬師川 晃 様

ものは人によって植えられたものです。有名なお寺や、庭園、墓地はもちろん、川沿いにも桜が多く見られます。

佐野藤右衛門氏によると、桜の一分、二分咲きのことを「ほころびかける」、五分咲きのことを「笑いかける」といいます。満開の桜。そして姥桜、しわくちやの幹は、なんともいえない風格が漂い、そしてわずかに残った枝に咲く花は本当に綺麗で、色気を通り越した色香を感じます。桜の営みは、女性の一生と同じですと述べられています。

女性は、必ず姥桜になってください。姥桜はなかなかなれるものではない。そうなる前に、大半は朽ちて果ててしまう。風格が出て色香を放つというのは、めったに出来るものではありません。男性は、奥さんや思いを寄せる人が姥桜になれるよう、肥料をあげてください。一緒に旅行に行くとか、着物1枚も贈るとか、それはやはり男性の義務です。そうすると、必ず姥桜になってくれます。奥さんにしっかり奉仕をすることは、ロータリー精神にも合致するもので、その成果に期待したいと思います。

## 関西大学RAC例会予定

4月14日(月)

新入生勧誘と定着化のため昨年と同様ロータリアンの出席は無とさせていただきます。

第2例会 移動例会(北ゾーン合同行事)

5月11日(土)

新入生歓迎と高石RACとの合同例会

## 幹事報告

新井幹事

4月度定例理事会は、次週4月1日に新旧合同での開催です。

4月8日(火)例会は、井上ガバナー補佐の第3回クラブ訪問日です。

## ニコニコ箱

東 会 員 本日の卓話よろしく。

北村(雅)会員 やっと春になった感じがします。

北村(康)会員 13年間続いたNDIFの会長職からやっと開放されました。

大井 会 員 本日の卓話よろしく。

田中(茂)会員 早退。

本日分 26,000円 累 計 844,000円

## 関西大学RAC第85回例会出席報告

成松 会 員

日 時：3月24日(月) 18:50~19:50

場 所：千里山キャンパス

中央体育館図書資料室

出席者：西山、金馬、木元、田中(弘)、成松会員

テーマ：2, 3月活動の反省と報告及び新入生勧誘について

内 容：卒業例会、吹田市主催みんなで遊ぼうデー！春、認知症施設への訪問等の報告と反省を行い、反省点を今後の行事で生かすことと、これらを継続した活動としたいことを確認しました。

サポートシステムを利用したRAC未提唱RCへの訪問新入生勧誘に関する内容を話し合いました。

## 卓 話

「消費税改正について」東 秀 夫 会 員  
いよいよ17年ぶりに消費税が改正されます。そこで改正にあたってここが大切と思われるところを10問質問しますので正しいと思えば 間違っていると思えば×でお答えください。

1.  消費税は平成26年4月1日8%、平成27年10月1日10%の引上げが予定されている。
2.  平成26年4月1日から全ての取引には8%の消費税が適用される。
3.  平成25年8月31日に購入契約したマンションは完成引渡しは平成26年9月なので消費税は8%になる。
4.  平成26年3月に消費税5%で仕入れた商品を5月に消費税8%で販売できる。
5.  平成26年度のゴルフの年会費を毎年1月に請求されています。1月分から3月分は消費税5%、4月分から12月分は8%の計算

で請求されました。

6.  事務所の家賃を前払いしています。3月に支払う4月分家賃は消費税8%で請求されました。
7.  4月に支払う電気・ガス・水道代等は5%の消費税が適用される。
8.  3月に支払う6か月分定期代は5%の消費税になる。
9.  経過処置の適用を受ける場合必ず契約書を交わす必要がある。
10.  4月5日の花見ツアーの旅行パックを平成25年9月に申込みました。5%の消費税を支払いました。

以上久しぶりの改正ですので適正に処理されることが期待されています。

## 「相続時精算課税制度」大井 清 会 員

趣 旨

相続財産の早期移転

制度の概要

贈与した年の1月1日で65歳以上の親から

27年1月1日から60歳以上

20歳以上の子に対する贈与は2,500万円まで無税

27年1月1日から孫も含む

2,500万円を超えたら超えた部分には20%で課税

贈与対象は、現金、株式、マンション等何でもOKです。

この贈与した財産の課税は相続時まで繰り延べられます。

相続時に財産が基礎控除以下であれば課税関係は発生しません。但し、一度、相続時精算課税制度を選択すると贈与税の暦年課税制度の適用は出来ません。

使い方

相続税対策

贈与時の評価額で相続時に評価することの利用  
相続時の紛争を避ける

相続財産の先渡し - 遺言の代わり

居住用の土地建物の早期移転

こども、孫が住宅購入時の頭金の贈与

申告要件

贈与の翌年3月15日までに贈与税の期日内申告が必要